

東日本大震災等に係る区域設定に関する資料

- ① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」について
(平成 23 年 5 月 2 日内閣府 (防災担当))

- ② 指 示 (平成 23 年 4 月 21 日内閣総理大臣)

- ③ 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について
(平成 23 年 4 月 22 日原子力被災者生活支援チーム)